

中国四国地方年金記録訂正審議会（第 10 回総会）

（書面開催）

議 事 次 第

1. 議 題

中国四国地方年金記録訂正審議会会長の選任について

地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号）-抄-

第 5 条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。